

半田市国民健康保険税の普通徴収に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市国民健康保険税条例（昭和35年半田市条例第10号。以下「条例」という。）第11条に規定する普通徴収の方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(普通徴収に係る国民健康保険税の徴収方法)

第2条 国民健康保険税の普通徴収の方法は、原則として口座振替の方法によるものとする。ただし、当該方法によって国民健康保険税を徴収することができないときは、納付書の発付その他の方法によるものとする。

(取扱金融機関)

第3条 口座振替による収納事務を取り扱う金融機関は、半田市指定金融機関、半田市指定代理金融機関及び半田市収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）とする。

(指定預金口座)

第4条 口座振替のできる預金口座は、当座預金口座、普通預金口座又は納税準備預金口座のうち条例第2条に規定する納税義務者（以下「納税義務者」という。）が指定する預金口座で、取扱金融機関の承認を得たものとする。

(申込手続)

第5条 口座振替による納付を希望する者は、市税・料金等口座振替依頼書（以下「口座振替依頼書」という。）を取扱金融機関又は半田市長へ提出しなければならない。

(口座振替の勧奨)

第6条 納税義務者又は国民健康保険の被保険者（以下「納税義務者等」という。）に対しては、次に掲げる方法により口座振替を勧奨するものとする。

(1) 納税義務者等に対し、条例第25条に規定する納税通知書とともに、国民健康保険税の口座振替による納付を勧奨する書面等を送付する方法

(2) 国民健康保険の被保険者である資格を新たに取得した納税義務者等(再取得した者を含む。)に対し、資格取得の届出の際に口座振替依頼書を提出するよう勧奨する方法

2 前項各号に掲げる方法のほか、納税義務者等に対応する機会を利用する等、有効な方法により口座振替を勧奨するものとする。

3 前二項の規定は、現に口座振替の方法により納付している者又は条例第13条、第17条及び第18条の規定により特別徴収の方法により納付している者については、適用

しない。

(納税義務者等への周知)

第7条 納税義務者等に対し、広報紙、半田市公式ホームページその他適当な方法により口座振替の利用を周知するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。